

| 令和2年度 第10回 横浜市環境影響評価審査会 会議録 | |
|-----------------------------|--|
| 日 時 | 令和2年10月12日（月）14時00分～15時53分 |
| 開催場所 | 横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室 |
| 出席委員 | 奥会長、菊本副会長、岡部委員、押田委員、木下委員、五嶋委員、田中稲子委員、田中伸治委員、中村委員、藤井委員、堀江委員、横田委員 |
| 欠席委員 | 片谷委員、宮澤委員 |
| 開催形態 | 公開（傍聴者 3人） |
| 議 題 | 1 みなとみらい21中央地区53街区開発事業 第2分類事業判定届出書について 2 横浜市環境配慮指針一部改定について |
| 決定事項 | 令和2年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。 |
| 議事 | 1 令和2年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし |
| 2 議題 | (1) みなとみらい21中央地区53街区開発事業 第2分類事業判定届出書について ア 第2分類事業に係る指摘事項等一覧について事務局が説明した。 イ 質疑 特になし ウ 第2分類事業判定届出書 補足資料について事業者が説明した。 エ 質疑 【奥会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について何か御質問、御指摘ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうですか、特にございませんでしょうか。大丈夫そうですか。田中伸治委員もいかがですか、工事車両の台数とか駐車場台数ですね。 【田中伸治委員】 はい、ありがとうございます。駐車場台数等とは資料、表がありまして、この通りでよろしいかと思えます。あとは、工事中の敷地への出入口について、数はまだ分からないということになりますかね。 【奥会長】 どうでしょうか、出入口の数ですね。事業者の方、いかがですか。 【事業者】 工事中の出入口の数については、まだ決まっておりませんが、図の計画区域の西側と東側の面に出入口を設ける計画としております。 【田中伸治委員】 分かりました。前の会議（第8回の意）の意見ですけれども、数は少ない方が安全上は望ましいので、適切な計画と安全対策を行っていただければと思います。以上です。 【奥会長】 はい、（事業者の方は御対応を）お願いいたします。他はいかがでしょう。五嶋委員、お願いします。 【五嶋委員】 参考までにお聞きしたいのですが、他事業との関連について、言及されておりましたよね。他の工事の事業についての、それも配慮するというお話でしたけど、具体的には、どのように把握しているのでしょうか。かなり隣接する地域に工事の計画があるのか、それとも、かなり距離的に離れていて実質的に問題にならないと考えているのか。現時点で、事業者の方では、どのように状況を把握しているのか、教えていた |

だきたいと思います。

【奥会長】 それでは、そこについて改めて、御説明いただけますか。今現在、みなとみらい 21 地区で進行中の事業が複数あるわけですが、説明いただければ。

【事業者】 本街区、53 街区以外にもですね、37 街区、38 街区、43 街区といった街区等と、並びにみなとみらい大通りを挟んだエリアでは、55-1 街区、58 街区といったような街区で、工事をするのを把握しております。

【五嶋委員】 それについての予測、シミュレーション等も打合せするなり、情報なり把握して、既に行っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

【事業者】 具体的なシミュレーションは、実施してございません。一方で、御指摘の内容につきましては、本事業、我々の事業だけでは単独で実施というよりもですね、御指摘の通り、エリア全体で統括的に管理することが効果的、というふうに認識してございます。その中で、みなとみらい 21 地区にはですね、先ほどもありました（一般社団法人）横浜みなとみらい 21 という団体が組織されております。こちらの団体は、エリア内の土地建物の所有者、施設の建物管理者等で構成されておまして、まちづくりですとか、環境配慮と言ったことを、トータルに、統括的にマネジメントする団体でございます。こちらの横浜みなとみらい 21 という団体がですね、各街区の工事計画ですとかを、確認しながら必要に応じて各事業者に対して、メール等で注意喚起をするというような仕組みが、みなとみらい 21 地区ではできております。先ほど申しあげました横浜みなとみらい 21 という団体とはですね、計画段階から既に協議を重ねておまして、今回の工事計画についても、既に協議を進めているという状況でございます。

【五嶋委員】 分かりました、ありがとうございました。

【奥会長】 他はいかがでしょう。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 もしかすると、説明されているかもしれないのですが、通学者への配慮の中で、結構、工事車両が出入りすると粉塵が結構出ると思うのですが、それに対する何かしら対処と言うか、対応みたいなものは考えられているか、教えていただけますでしょうか。

【奥会長】 事業者の方、お願いします。

【事業者】 粉塵に関しましては、歩行者の方に限らずですね、工事用車両は工事現場が出る際には、タイヤを洗浄するですとか、工事現場の中で車が走るところには鉄板を敷くですとか、そういった配慮することで抑制していこうということを、今後検討をしていくところです。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいですか。他はいかがですか。大丈夫でしょうか。特にないようでしたら、事業者の方への御質問等は、以上にさせていただきまして、事業者の方、それでは、どうもありがとうございました。会場から御退出くださいますようお願いいたします。

オ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。御意見等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。追加での御意見は、ございますか。大丈夫そうでしょうか。

それでは、特に追加で御意見ないようでしたら、本件に関する本日の審議は終了となりますけれども、その前に今後の進め方について、事務局に確認をしたいと思います。お願いします。

【事務局】 本件の今後の予定について御説明いたします。まずですね、補足説明がある場合なのですけれども、今のところ出ていませんけれども、この場合は次回以降も本日いただくかもしれない指摘に対して、補足説明について事業者または事務局が行う予定でございます。またですね、今後補足説明する事項がない場合でございますが、これはですね、これまでにいただいた御指摘について、事業者等が全て説明しておりまして、今後補足説明が必要な事項はございませんということで、そのため事務局にてですね、これまでの審議内容を踏まえて答申案を作成いたします。そうして次回はですね、答申について御審議いただきたいと思います。以上、事務局からの説明でございます。よろしく願いいたします。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。本日、特に追加での御指摘はなかったかと思っておりますので、そうしますと、次回以降、事業者の方に補足説明をお願いするような、そういう事項もないということになるかと思っております。その場合、次回は事務局に答申案を作って頂いて、その審議をするということになりますので、その答申案の方向性を、ここで皆様方と議論して決めておければと思います。

判定基準の資料というのは、事務局の方でまた出せますか。前回説明してくださったフロー図があれば一番いいのですが、もし無ければ無いままで。特に、すぐには出ませんか。

【事務局】 会長、すみません。すぐには出ない状況でございます。

【奥会長】 はい、分かりました。この第2分類事業の判定届出書が出た場合の、その判定につきましては、環境影響評価条例の16条と、それからそれを受けての施行規則の15条のところに規定がございます。特に、規則の15条のところに、まずその影響を受けやすいと認められる対象が存在するかどうかということの判断が、第一段階としてありまして、その受けやすいと認められるという対象が存在するとした場合に、“かつ”ですけれども、その事業の内容が、その対象の特性に応じて、特に配慮すべき環境要素にかかる相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうか、ここを判断しなければいけません。

つまり、環境影響を受けやすいと認められた対象が存在し、かつ、この事業がその対象に対して相当程度の環境影響を及ぼすおそれがある。これが認められれば、環境影響評価の手続きをしっかりと踏んでください、ということになるわけですけれども。ですので、まず順を追って、その環境影響を受けやすいと認められる対象が存在するかどうかですね、そこを、皆様方と確認をさせていただければと思います。

本事業の場合は、特に、学校が傍にありまして、再三その通学路における環境配慮というのが議論されておりますので、学校に通う児童が環境を受けやすい対象というふうに考えられるかと思っております。ただ、その上で、この事業が学校に通う児童生徒に対して相当程度の環境影響を及ぼすかどうか、というところですね、そこはどうでしょうか。この点について御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。参考までに申し上げますと、他のみなとみらい21地区において既に行われている事業で、前回御紹介のあった、この第2分類事業の判定を行った事業に

については、いずれも相当程度の影響なしという判断にはなっておりま
す。事務局、それで大丈夫でしょうか。

【事務局】 はい、会長のおっしゃるとおり、今までですね、いわゆるフルアセス
に進んだという第2分類事業はございません。またですね、今ちょっと
準備できたようでした、画面ご覧いただければ手続きについてですね、
資料が今、画面に表示されております。

【奥会長】 このように図式化されると分かりやすいかと思えます。いかがでしょ
うか、皆様方、御意見を頂戴したいと思えます。その上で、答申案の方
向性を見極めていきたいと思えます。特に御意見が。

木下委員、ございますか。はい、お願いします。

【木下委員】 今まで、複数回、私も審議に参加させていただきました。この種類の
ものですね、それと今回のものについて、特段の相違があるとは思いま
せんし、これまでの事業者様の回答の内容等を慮りますと、次の段階に
進むまでもなく、今のような状況の中ですね、環境影響を取り除くよ
うな方向で進んで行かれたらいいのではなかろうか、というふうに思わ
れます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他の委員もいかがでしょうか。今の木
下委員の御意見で、皆さま、それに賛同されますでしょうか。

はい、田中委員、お願いします。

【田中伸治委員】 小学校の通学路のこと等、質問させていただいたので、私も少し御意
見を申し上げたいと思えますけども、説明を聞きまして、色んな対策
を、安全、誘導員を配置するとか、そういった対策をとるという御説明
がありましたことと、小学校とも定期的に対話をしていただいて、学校
側の要望等もお聞きして、対処していくということも御説明されていま
したので、その面でそれほど大きな影響が、児童の安全に及ぼすもの
はないのかなというふうに感じております。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他にはいかがですか。

【五嶋委員】 私もその考え方でよろしいかと思えますけども、確認なのですけど、
他のみなとみらい地区での事業で、同様の問題になったという事例はな
い、というお話だったと思うのですけども、こういう特に配慮しなけれ
ばならない施設、一つはこういった学校等が対象になると、当然、他の
みなとみらい地区の学校でも同様のことがあったと、その場合、例え
ば、振動とか騒音とかそういったことは許容範囲内であった、という実
績を踏まえての評価というふうに考えてよろしいでしょうか。

【事務局】 今の先生ですね、御指摘の通りでございまして、これまでの事業に
おきましては許容範囲内ということでフルアセス不要というところで、
審査会からの答申いただいているところでございます。

【五嶋委員】 はい、了解しました。

【奥会長】 他はよろしいでしょうか。

それでは、フルアセスは不要という方向で答申案は事務局に用意して
いただきますが、その際に、付帯意見を付けるかどうかということです
ね。かねてより御指摘のある通学路への配慮、安全性の確保という観
点。それから他事業との調整、情報共有をしっかりとさせていただく
と、それを踏まえた措置をしっかりと講じていただくということ。主に、
この2点になろうかと思えますけれども、いかがですか。付帯意見を付

けるということについては。

事務局に確認しますが、みなとみらい 21 地区の他事業でも附帯意見は付けましたか。そこを教えてください。

【事務局】 はい、直近の（案件である）37 街区（「(仮称) みなとみらい 21 中央地区 37 街区開発計画」の意）については、附帯意見は付けませんでしたけども、その前のゲートタワーですね、58 街区（「(仮称) 横濱ゲートタワープロジェクト」の意）、これにつきましては附帯意見を付けております。

【奥会長】 どのような附帯意見をつけたか、今分かりますか、すぐに。

【事務局】 はい、附帯意見をつけましたゲートタワーの件について、申し上げます。3つ付けておまして、1つ目がやはり隣ですので、小学校児童の登下校時の安全確保に徹底することと付けております。2つ目が、先ほど御指摘がありましたけども、工事中の建設現場建設作業に伴う騒音及び振動について、小学校の学習環境への配慮するため更なる騒音及び振動の低減に努めること、ということでございます。3つ目がですね、本事業と似ているのですが、あらゆる機会をとらえて本事業に係る情報が分かり易く丁寧にあの小学校関係者周辺の住民及び事業者等に説明し、コミュニケーションを図ることと、大きくいうと、この3つにつきまして、附帯意見を付けさせていただきました。

【奥会長】 ということですが、いかがでしょうか、附帯意見。学校に対しての配慮、それから、今回の審議の中では、他事業との関係をしっかりと踏まえる、この2つでいかがかな、と思っておりますが、どうでしょうか。

はい、木下委員、お願いします。

【木下委員】 会長のおっしゃったとおりの内容でよろしいのではないかと私は思います。ここは、地図上から見ますと、騒音・振動につきましてはですね、（小学校から）相当離れておりますので、それほどの問題にはならない、特記すべき内容にはならないかなと思ひまして、私は会長の案に賛成でございます。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。よろしいでしょうか。

五嶋委員、手をあげてらっしゃいますね、お願いします。

【五嶋委員】 いや、それで良いのではないかとという反応です。手上げではなくて（同意という意味です）。

【奥会長】 はい、分かりました。では、今申し上げました通学路への配慮と、他の事業との関連性を踏まえたうえでの配慮、その2点ですね、について附帯意見として付けていただいで、フルアセスは必要なしということで、その方向性で、答申案を、それでは事務局、次回に向けて、御準備いただけますか。

【事務局】 かしこまりました。

【奥会長】 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。では、次回その答申案を審議するということにさせていただきます。本日の審議内容については、会議録案で御確認頂くということをお願いいたします。

本件に関する本日の審議はこれで終了となります。

(2) 横浜市環境配慮指針一部改定について

ア 改定案について事務局が説明した
イ 質疑

【奥会長】 説明内容について、御意見、御質問ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特に、部会（令和2年10月1日開催の横浜市環境配慮指針一部改定部会の意）に参加されていない委員の方から、ございましたらお願いいたします。いかがですか。はい、ちょっとお待ちください。

先に、岡部委員、それではお願いします。

【岡部委員】 すみません、御説明ありがとうございます。資料のですね、最初の方なのですけれども、グリーンインフラのところで、これグリーンインフラに関しては、何か「保全」と「活用」というところが、両方かなり重視して運営して推進していくというような印象を受けたのですけれども、取組事例というのがあって、多分こういうふうにやっていただくと、すごく素人にも分かりやすいのですが、グリーンインフラの「保全」というところの中で、事例みたいなのは、この中にあるのでしょうか。ちょっと見た感じですと、ここ屋上緑化とかって「活用」の方になっているのかなと思うのですけれども。

【奥会長】 はい、事務局、どうでしょうか。

【事務局】 はい、この中での事例という点では記載はないという状況でございます。

【岡部委員】 もしできましたら、何か「保全」と「活用」が同じぐらいの重みで言うのであれば、日本国内でなくても構いませんので、分かるような形で「保全」の事例もあった方がいいのではないかな、というふうに思ったのですけれども、その点はいかがでしょう。

【奥会長】 はい。

【事務局】 一応、今の段階ですと、「活用イメージ」というところでは「樹林地の保全」というのは、書かせてもらったところがございますが、先生からの指摘を受けまして、もう少し資料等、検索等をかけてですね、探してみたいと思います。

【奥会長】 はい、お願いします。資料編、まだある意味、作業途中段階といえますか、まだ充実の余地があると思いますので、これは引き続き、事務局の方で、作業をお願いするということによろしいですか、岡部委員。

【岡部委員】 はい、大丈夫です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。五嶋委員、どうぞ。

【五嶋委員】 はい、すみません。私も岡部委員と同じところ、ちょっと引っかけたのですけど、実際、具体的にどういう表現したらいいかっていうところで、ちょっと具体的な案が出てこないのですけど、グリーンインフラは、「自然環境が有する多様な機能を活用し」、この辺は既にある環境を生かしてと、「保全」も含まれるかと思うのですけど、実際には、例えば、積極的にこういったグリーンインフラを「強化」するとか「備える」とか、そういう部分もあるし、岡部委員が指摘されたように、環境の「保全」という部分もあるわけですよ。なので、そのグリーンインフラという意味が、ちょっと分かりにくいというのが、最初の印象なのですけども、もう少し事業者に伝わるように、現在ある環境を「保全」

するという部分と、さらに「強化」するという部分、それが要するに、効果として非常に高いものをインフラとして整備すると、整備を積極的に変えていくという部分もあるかもしれないし、自然をむしろ人工的に手を加えることによって、「強化」するという結果にもなるし、場合によっては、「保全」が非常に重要だという部分もあると思うのですよね。そういうことが、伝わるような表現をちょっと御検討いただけないかな。今、具体的にどういう文言か適しているのか、ちょっと思いつかないのですけど。あと、もう一点よろしいですか。

【奥会長】 はい。

【五嶋委員】 低炭素電気のところを御説明されていましたが、最初伺った時はよく分からなくて、どういう意味なのかが。低炭素からの電気という同格的な意味で使っているのか、低炭素な負荷を、つまり負荷の少ない方法で発生させた電気ということが後の説明で分かったのですけれども。こういう既定の文言の改定ということになると、今、こういうやり取りをしていると具体的にどういうことなのか分かるのですけれども、文章を見た事業者に正確にその意図が伝わるような、もう少し何かヒットするような表現があったら良いかと、感想ですが。例えば低炭素負荷電気とかですね、何かピンとこないですよね、この低炭素電気という表現が。内容は、どんどん環境の負荷を減らして行こうという方向で改定したという意図は当然そうですし、そうあるべきですし、賛同するのですけれど、表現についてはもうひと工夫あった方が有効ではないかなというふうに思いました。コメントという感じですけど。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。一つ目は、今この画面に映っております「多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用」というこの文言の中には、既にあるその環境のグリーンインフラとしての機能を持つものの「保全」もあれば、それを「強化」するということもあるだろうし、今新たに創出していくという色々なことがこの「保全、活用」の中に埋め込まれているので、それが分かるような表現にして欲しい、すべきじゃないか、ということだろうと思いますが、なかなかこれも部会の中でも議論したところですけども、この言葉だけで全て正確にこの意図するところを、事業者の方にくみ取ってもらうというのは難しいので、「資料編」をしっかりと充実させてください、という話になりました、ですので、ここですね、「保全」は何を意味するのか、「活用」は何を意味するのか、具体的なその事例としてはいかなるものがあるのか、というのを、取りこぼしのないように充実していただく、というところで対応をしてもらおう、ということで、一応、部会としては、そのような結論に至ったところですよ。そういう方向で、まだちょっと「資料編」がこれで十分なのかというと、先ほどもありましたけれども、特に、この事例の紹介のところですね、また、十分ではないと思いますので、そこでしっかり対応していただくということかと思いますが、五嶋委員。

【五嶋委員】 ちょっとよろしいですか。

【奥会長】 はい。

【五嶋委員】 奥会長がお纏めになった通りで、まず、「保全」ということとか「活用」していくということは、表現が、ここに、事例の中で出ていますけど、自然のままに放置するよりは、むしろ「強化」する、あるいは、少

し“てこ入れ”をするという部分が、もう少し説明の中にはあってもいいと思うのですよね。

【奥会長】 説明文にですね。

【五嶋委員】 「強化」していくって、例えば少し川の流れを変えるだけでも、元々あった自然を生かすということだと、手をかけない訳ですけど、あえて自然に人工的に手を加えることによって、グリーンインフラの趣旨に合った環境が「強化」されるということもあるので、その部分も、やっぱり最終的にはやっぱり「強化」していくということだと思し、今ある状態を「保全、活用」というのはどちらかというと、パッシブな受身的な要素、これも大事なんですけど、それをむしろ、例えば、色んな事業を行うことによって、逆に「強化」することによってバランスをとっていくとかですね、そういった部分が当然あってしかるべきだし、実際にそういうふうになっていくんだらうというふうに思うのです。工夫はお任せしたいと思うのですけど。

【奥会長】 はい、そうですね。そこに、この「維持」ということが、その中にそういう意味合いも含まれるのかもしれませんが、さらにその機能をより引き出していく…

【五嶋委員】 ああ、そうですね。

【奥会長】 というような、そういうニュアンスが多分ここで引き出されるといいのだからという、そういう御指摘ですよ。この説明文も少し御検討いただいてもよろしいですか、事務局、今の点を踏まえて、どうでしょうか。

【事務局】 事務局ですけれども、御指摘ありがとうございます。まさに、先生方から仰っていただいたとおりでございまして、なかなか正直な話、横浜市内部においても、まだまだその「強化」というところへの認識までには至ってないところが事実ですが、そういった背景の中で、今回こういう形で配慮指針にですね、グリーンインフラという文言を入れさせていただくとともにですね、「保全」「維持」であるとか、まさに今、まさに仰っていただいた、更に“てこ入れ”をすることで、機能を引き出して行くということも含めて、非常に重要な観点だと思いますので、「保全、活用」の意味するところの説明とですね、あと、事例なども含めてですね、少し内容を強化していきたいと思いますので、是非検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【五嶋委員】 はい、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

【奥会長】 はい、お願ひいたします。それと2点目の低炭素電気のところですね。こちらはもう計画書制度（横浜市低炭素電気普及促進計画書制度）があるのですよね。そちらで定義付けがされているということですので、もう一度、事務局そちらを確認していただけますか。資料は映せませんか。

【事務局】 低炭素電気の御説明ですけれども、今画面に映してございますのが部会で御説明した際に用いた資料（第1回横浜市配慮指針改定部会、資料2地球温暖化対策P4スライド8）になります。その三ポチ目ですね、制度の御説明を書いたのですけれども、低炭素な電気が分かりづらいというお話だったかと思うのですが、この制度も実は昨年度、令和元年度に創設した制度でございまして、この制度名「横浜市低炭素電気普及促進

計画書制度」と言うものになります。下にポンチ絵を描いてございますが、一番左の青い部分が小売電気事業者になります。この制度は、市内に電気を供給している小売電気事業者が、横浜市に電気の排出係数ですとか再生可能エネルギーの導入率といったものを市に報告いたします。本市はですね、それを一般に広く公表いたします。そうしますと、右の緑の部分が市民や事業者の方になるのですが、この市民や事業者の方は公表されたデータを元に低炭素な電気の購入が容易になっていくと、こういうサイクルを回すことによって市内の低炭素電気の導入を促していくという制度になります。分かりづらい文言ではございますが、低炭素電気は何かというところを用語集の方に付け加えさせていただきますし、事業者の方にもこの制度の啓発もございまして、我々の方としても御説明をしていく必要があるかなと考えております。そのようにしていきたいと考えております。

【五嶋委員】 はい、この前に説明があれば分かるのですが、御検討した結果ということなので、了解いたしました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。中村委員、はい、どうぞ。

【中村委員】 今回のこの資料を見ていると、下のこのポンチ絵のところには「低炭素な電気」、「な」が入っています。部会の中で上杉講師も、低炭素電気は部会で出された定義で良いのじゃないかということも言われているので、なかなか難しいとは思いますが、まだ「低炭素な電気」の方が、それで括弧して「二酸化炭素の排出量が少ない電気」というようにしてもらった方がすごく分かりやすい気がしました。感想なので、後で御検討いただければと思います。

それともう1点。削減と抑制のところ、横浜市が2050年までにゼロにするために、だから削減よりも抑制の方が強いという御説明をいただいたのですが、削減だと今50あったのを10にするとかが削減目標で、抑制は抑制目標というふうになるのでしょうか。私の理解だと削減の方がいいような気がしたので申し上げておきます。

それから、発言のついでに、文言のところで、グリーンインフラのところなのでございますけれども、頂いた資料の5ページの※印のところですね、資料4。グリーンインフラの「活用イメージ」の写真（絵図の意）があって、その上に表があって、その上の一番上の※印なのでございますけれども。

「健全な水環境により」、「より」でその次が「よる」、「よる」、「よる」というので、「健全な水環境」以降が何か並列のような感じが受けるので、言い方を変えた方が、「健全な水環境」が全体にかかるような文言に変えた方がいいなと感じました。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。先にこの3点目については、文書を精査していただきますようお願いいたします。

【事務局】 はい、分かりました。

【奥会長】 はい、低炭素電気は「二酸化炭素排出量の少ない電気（低炭素電気）」という説明は文章の中に入っていますけれども、ここもどう表現するか。これも誤解のないように、どういうものが低炭素電気なのかを、「な」を入れるのか入れないのかというのはありますが、いずれにしても精査をしてくださるようお願いいたします。

それと、削減から抑制に変えるということ、抑制の方が実質ゼロエミ

ッションということを意味しようとしているのだらうと思いますが、単に減らすだけではなくて、もう出さないという、そういうニュアンスで受け取られるかどうかですね。そういう意図ですね、事務局としては。

【事務局】 はい、そうです。

【中村委員】 どちらがいいか、部会でもう結論が出ているのだったら、それで構いません。

【奥会長】 部会では、特にここは問題にならず議論しませんでした。「脱炭素化の実現に向けて」と前にあるので、当然、ゼロミッションだというふうにすると、そういう流れだと受け止めていたのだらうと思います。

【中村委員】 会長、もう一点よろしいですか。

【奥会長】 はい。

【中村委員】 この低炭素な電気の資料集に具体例みたいなのが載るのでしょうか。こういう電気を使うと排出量がこのぐらいとかというふうなものがあると、私は素人なのですごく分かりやすいので、事業者も…。

【奥会長】 中村委員、聞こえていますか。ちょっと（画面が）固まってしまっているかな。大丈夫でしょうか。

（中村委員の画面が停止したため、一時中断）

【中村委員】 私の意見は、この低炭素な電気、具体例としてこういうものが二酸化炭素をどのくらい排出するかとか、そういう資料を資料集に載せていただければと、聞こえていませんか。

【奥会長】 聞こえています。事務局、では、御説明をお願いします。

【事務局】 低炭素な電気なのですが、まずはですね、低炭素電気の定義の方は「再生可能エネルギーなどを活用し、電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量が少ない電気」というふうに定義をいたしまして、それを資料編の用語集の方で記載していく予定でございます。後ですね、低炭素電気、分かりづらいつか、実際どういうふうを選択するのかという御質問かと思っておりますけれども、今スライド（第1回横浜市配慮指針改定部会、資料2地球温暖化対策P4スライド8）でお示ししておりますが、この令和元年度に導入しました横浜市低炭素電気普及促進計画書制度ですね、そちらの方でホームページがございまして、そのホームページで市内に供給されている電気の排出係数などが公表されております。排出係数の低いものをですね、購入する時にそれを見ていただいて、それを購入するという形を取っていきますので、制度についても、今はパンフレットもその部署で作っておりますので、そういったものを御案内しながら事業者の方には御説明していきたいと考えております。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。

【中村委員】 はい、分かりました。

【奥会長】 それでは、押田委員、お願いします。

【押田委員】 はい、すみません。先ほどからちょっと議論に上っているグリーンインフラ、資料4のグリーンインフラの「保全、活用」のところの「保全」のところ、こうしたら全部解決するのではないかなと思ったのが、あの4ページ目、資料の4ページ目の次の5ページ目のところの「活用イメージ」とありますよね。これを単純に「保全、活用イメージ」としてしまって、「樹林地の保全」が先ほどおっしゃっていたように「保全」、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）の改正だったり、

都市緑地法の改正もあったので、ひょっとして、この「農地の活用」というのが、「保全」と「活用」の両方を満たすのではないのかなと思うので、ひょっとしたら、それで全部解決しませんかという、これはちょっと意見なのですけれども、もしよろしければ、それで一挙に解決すればいいなと思ひまして。

【奥会長】 そうですね。確かに「保全」も、農地も「保全、活用」、両方入ってくるというのは、そのとおりだと思います。ここでは、「活用イメージ」というふうにしながらも、「保全」も入っていたり、やっぱり精査しきれてないので。

【押田委員】 やはり、「保全」と「活用」って表裏一体で、線引きが難しいところがすごくあると思うのですね。特に、こういった自然素材についてはどちらも、先ほど「強化」というのも含めて、両方を、言い方悪いのですが、フレキシブルに対応できるようにしてしまうのも手かなと思ったのですけれども。すみません、最後、意見です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。非常に、そのとおりかと思ひます。あの、事務局、今の御意見踏まえて資料の整理をお願いします。

【事務局】 はい、事務局です。御意見ありがとうございます。参考にさせていただいて、見直したいと思ひます。

【押田委員】 よろしくお願ひします。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。木下委員。

【木下委員】 はい。

【奥会長】 どうぞ。

【木下委員】 まず、グリーンインフラに関してでございますけれども、これまでの横浜市の環境アセスの審議に参加させていただいている中では、非常に丁寧にですね、このグリーンと、それから水、アクア系については、事業者側も配慮して来られている、というのがよく見えまして、これは横浜市環境影響評価条例が非常に有効に機能してきたということだと思ひますよ。

そういう中でですね、今回ここでおっしゃっているグリーンインフラというのは、今までなされてきた環境アセス、グリーンインフラにかかるようなものがいっぱいありますけれども、それとどこが違うのか、あるいは、どこを強化したいのかをですね、もう少し具体的に示していただくと趣旨が伝わるのではなからうかと思ひます。

事業者の皆さんは、多分これまでのですね、アセス書を御覧になって、それを参考にしながら、新しいアセスをなさっていくというケースが多いと思ひますので、これまでのアセスについて、ちょっと手間がかかるかもしれませんが、ちょっと整理をなさって、さらにその問題点なら問題点を指摘される、強化すべきところを、どういうとこだということを出していかれるようなことをなさることによって、このグリーンインフラの「保全、活用」の具体化ということができるようではなからうか、というふうに思ひます。

それから、五嶋先生からも御指摘ありましたけれども、「強化」という中ですね、横浜市の保全の計画（横浜みどりアップ計画等の意）の中では、グリーンネットワークをそれなりに配慮しておられるというふうに、私は見ているのですけれども、そういう中で、この個々のアセスの

中で作られるグリーンインフラと、横浜市全体の中でのグリーンインフラ、ネットワークとしてもいいかもしれませんが、そういうものとの関係というものを、もう少し明らかにしていくということが、今後、グリーンインフラを充実していくためには必要ではなからうかな、というふうに思います。

あと、グリーンインフラというのは、他の、言うなれば、公害と呼ばれるものと比べて、ちょっと性質が異なるものですので、ベストプラクティスという考え方で進めて行かれると思いますけれども、やはり大事なものは、代替案をですね、いくつか出して議論できるように、それは言うなれば、その計画段階からでございますけれども、そういう段階でもその代替案ということをですね、よく事業者の皆さんにお勧めになさった方がいいのではなからうかと。

これは、低炭素電気についても同じで、このような電気の配分を行うとこれぐらいになります、ということが出てくるような、そういうアセス書の作り方に導かれるような形に持って行かれたらいいのではなからうか、ということでございます。以上でございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。

1つ目の御指摘については、今回、ちょっと事務局からは御説明がありませんでしたけれども、部会においては、そのグリーンインフラというものが、非常に既にある配慮事項と重なる部分があると、何というのでしょう、多層的、重層的でしたか、と言ったような言葉を、事務局の部会での説明では使われていたと思いますが、ですから、もう既にある配慮事項に基づいてやってきて頂いたその取り組みも、また、更にそのグリーンインフラという視点で改めて位置づけていただいて、そして、多少、重複、内容的に重複したとしてもですね、これがグリーンインフラとしての機能の「活用」であったり、充実であったり、そういうことに資するのだ、ということ配慮書の中で御説明いただくと、その切り口で御説明いただくということが重要だという、そういうことだったかと思えます。事務局、それでよろしいですか。どういう言葉が使われていましたか。多層的、重層的とかそんな言葉が使われていたと思えますけれども。まず1点目については、そういうことだと思います。

あと2点目、3点目は、こちらはどうでしょう。事務局から、当然、横浜市の計画の中での各事業におけるグリーンインフラの整備の位置づけですね。それが、その計画の実現にも資するものなのだという、そういう見せ方をしっかりしていただきたいということですね。

そして、代替案の検討は、これは今日のグリーンインフラとか、脱炭素化に限らない話だと思いますけれども、できるだけ複数案を示していただくということは、その方が望ましいということですが、制度的にそこまで義務づけているものではないので、促していくといえますか、指導していくということにならうかと思えます。

事務局、補足をお願いします。

【事務局】 はい、事務局です、ありがとうございます。

まず、1点目でございますけれども、まさに奥会長に言っていたようにですね、あと先生方からも、今御指摘いただきましたが、これまでも、色んな意味で、先行して取り組んできている、この横浜のアセスの中で事業者の方々が、生物多様性であったり、色んな意味で緑化で

あるとかですね、取り組んで来ていただいたことは事実でございますが、ただそれまでの取り組みというのは、各々のその評価項目における、切り取られたと言っては恐縮ですけども、項目というか配慮事項であって、それを改めてですね、我々横浜市としても今回の動きの中ではですね、ひとつグリーンインフラという括りの中で、改めてその目出しをしていきたいと、これは勿論、こういう、その事業における環境影響配慮というのは、事業者いわゆる民間の事業者もさることながら、多くの場合において、我々公共事業がですね、横浜市そのものが事業者になることが多分にありますので、しっかり、やはり行政側も率先垂範する意味からですね、他都市にはないということもありますので、まずはしっかり打ち出していきたいというのが本音の部分もありましてやっていければなど。それから、あと事例というのは非常に悩ましいところでございますが、この資料の中で色んな形でですね、アピール、それから出していきたく思いますけども、願わくばという意味ではですね、その事業者とのやり取りの中で、“自分達はこんなグリーンインフラを考えているよ”、みたいなことが出てくるのであればですね、それがまた非常に望ましい方向かなと思っております、そういうところを非常に期待するところでもありますので、今、分かり得る事例はなるべく上げていきたいと思っておりますが、そういうことも、実は横浜市としては期待しているところでございます。

ネットワークの件は、まさにおっしゃるとおりでございます、緑の10大拠点とか色んな意味でですね、いわゆる自然とか緑が持つそういうネットワーク環境というのは、これまでも言ってきていますし、横浜であれば、横浜みどりアップ計画などで、「樹林地の保全」であるとか、そういうものを謳っていますけども、そういうネットワーク上にあるということを、しっかりと事業者には認識していただきたいのと、合わせてですね、ある意味、横浜がそういうふうには位置付けてない、例えば、臨海部であるとか、もう完成しきってしまった都心部の中でもですね、まだまだこの画面(P.資-4)にありますような、ある意味、人工的なグリーンインフラというのは、もっともっと生み出していける、作り出していける余地がありますので、そういうところも合わせてですね、ネットワークと合わせて、我々としてもお示ししていければなというふうに思っております。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。他はいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

【木下委員】 ちょっとよろしいですか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【木下委員】 今の話はよく分かりました。それがですね、この配慮指針とか、その説明資料の中にですね、もうちょっとよく分かるような、今おっしゃったようなことをですね、書き込んでいただいた方が、事業者の方々、あるいは、アセス書を審査する立場、あるいは、意見を述べる立場からも分かりやすいと思っておりますので、書き込みをもう少し増やしていただいた方がいいのではなからうかと思っております。以上です。

【事務局】 はい、ありがとうございます。検討させていただきたいと思っております。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今、頂きました御意見、いずれもやは

り、配慮事項の文言をいじるというよりは、むしろ、そこで意図するところがしっかりと伝わるように、「資料編」の方の書きぶり、それから、その事例、取り上げる事例の充実、そこをお願いしたいという御意見が全てだったかと思えます。事務局におかれましては、そこを引き続きしっかりとやっていただきまして、資料を固めていただければ、「資料編」の部分の固めていただければと思います。

それでよろしいでしょうか。他の委員の方もよろしいですか、それで。はい、ありがとうございます。

それでは、規定（配慮指針本編の意）の方の改定案につきましては、こちらで決定をさせていただいてよろしいですか、固めさせていただきます。はい、ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

今後の流れについて確認をしたいと思えますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 はい、かしこまりました。本日、ありがとうございます。今後の流れでございます。本日、皆様に御意見をいただきまして、改定案を今決定させていただきました。今後ですが、この改定案について市民意見公募を行います。そして、必要によりまして、第2回部会を開催しまして、そして審査会への改定（配慮）指針を報告していくことを予定してございます。施行は、4月に予定しております。以上です。

【奥会長】 はい、確認ですけれども、市民意見公募の際には、この規定（配慮指針本編の意）の改定だけではなくて、「資料編」も合わせて付けて、市民意見公募にかけるということですか。

【事務局】 ちょっと1点、補足させていただきます。本日いろいろな御意見いただいたので、事務局の方で、ちょっと検討して案を作って先生方と何回かやり取りさせていただいて、案を決めていきたいと思っています。

その後、市民意見公募をやっていきたく思いますので、その時に意見が結構多くあるようであれば、部会を開催したいと思っています。そうでなければ、審査会に報告という形にしたいと思っています。いずれにしても、今日の御意見を参考に、先生方と案について色々やり取りさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【奥会長】 はい、分かりました。「資料編」の案もやり取りさせていただいて、その上で市民意見公募に付すということですね。

【事務局】 はい、そうです。

【奥会長】 はい、分かりました。では、そのような流れになりますので、また先生方の御意見を伺うということがあろうかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきますが、よろしいでしょうか。事務局もそれで大丈夫ですか。

【事務局】 はい、大丈夫です。

【奥会長】 では、これで終了といたします。なお本日の審議内容については会議録（案）で御確認いただくということでお願ひいたします。では本日予定されていた議事はすべて終了しましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の予定議題は、すべて終了しました。傍聴の方は御退出をお願いします。

| | |
|--------|--|
| 資 料 | (傍聴退出) |
| | ・令和2年度第9回横浜市環境影響評価審査会 会議録(案) |
| | ・みなとみらい21 中央地区53街区開発事業 第2分類事業判定届出書 に関する指摘事項等一覧 事務局資料 |
| | ・みなとみらい21 中央地区53街区開発事業 第2分類事業判定届出書 添付資料に関する補足資料 事業者資料 |
| | ・横浜市環境配慮指針一部改定について 事務局資料 |
| | ・令和2年度第1回横浜市環境配慮指針一部改定部会資料 横浜市環境配慮指針一部改定 事務局資料 |
| | ・令和2年度第1回横浜市環境配慮指針一部改定部会 会議録 事務局資料 |